

## 8 随時監査

監査委員が実施する必要があると認めた時に行う監査で、今回は、公共事業に係る国庫補助金等の事務処理について監査しました。

### 【監査の概要】

会計検査院の検査で問題となった旅費、賃金及び一般需用費について、都の経理及び事務処理が適正に行われているか検証するために監査を実施しました(平成18年度及び平成19年度執行分)。監査に当たり、一般需用費のうち消耗品購入については、納入業者(14業者)への関係人調査も実施しました。

監査対象は、以下のとおりです。(3局4部4事務所)

産業労働局：農林水産部、森林事務所

建設局：道路建設部、河川部、第二建設事務所、北多摩北部建設事務所

港湾局：港湾整備部、東京港建設事務所

### 【監査の結果】

#### (1) 事務の経理について

調査確認した範囲において、架空の経費への支出はないものと認められました。

#### (2) 契約事務について

物品納入業者等への関係人調査の結果、架空の経費への支出や架空の契約に基づく業者への預け金は認められませんでした。

一方、下記のとおり、不適正な契約実態が認められました。

#### 【指摘事項】

産業労働局農林水産部

消耗品の購入契約1件で、「一括払い」及び「前年度納入」が行われている。

別の消耗品の購入契約1件で、「一括払い」及び「契約上の品物とは異なる物品の購入」が行われている。

産業労働局森林事務所

消耗品の購入契約2件において、「一括払い」が行われている。